

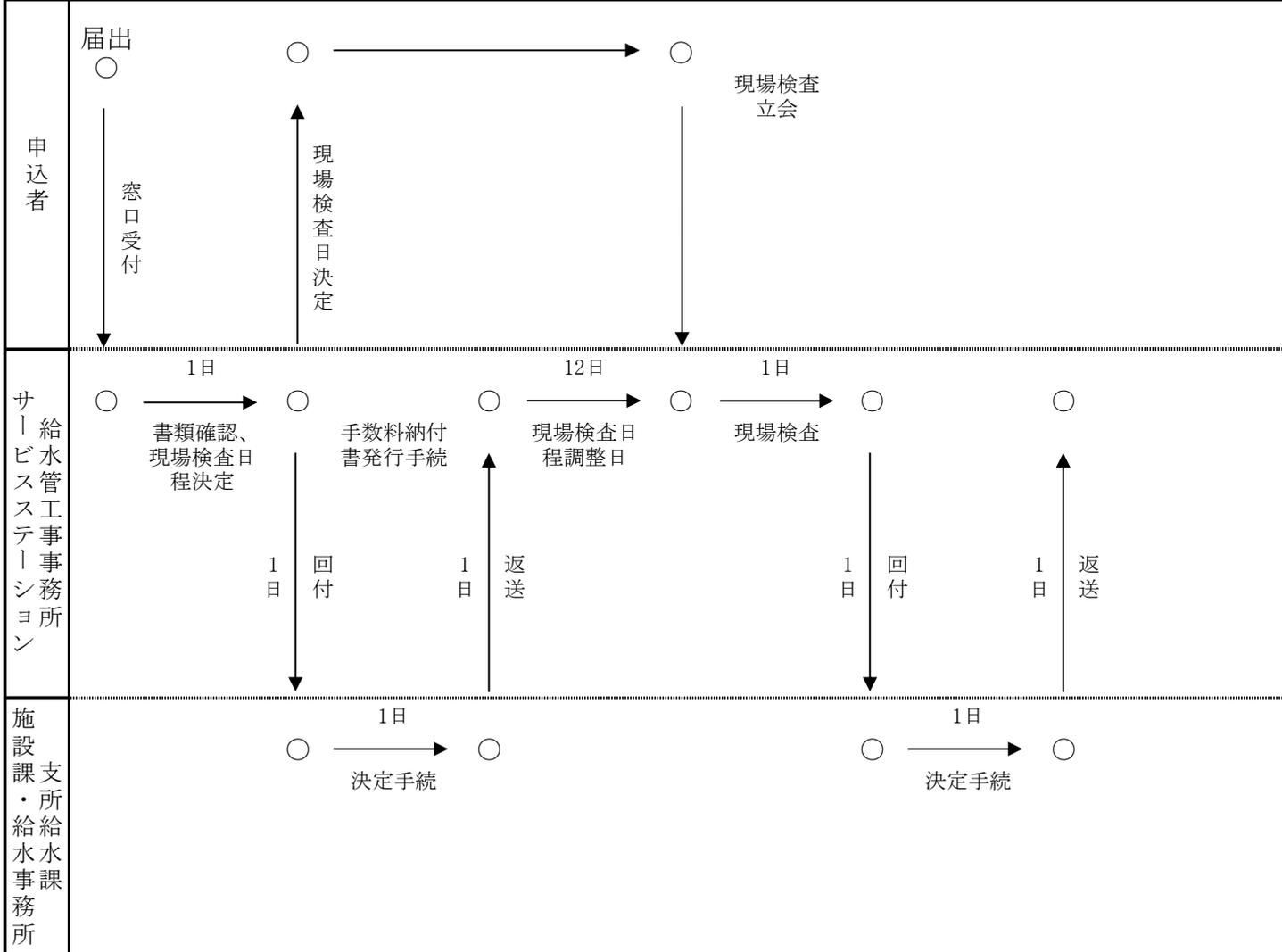
事務処理フロー図

事務名	給水装置関係に係る各種届出
根拠法令	東京都給水条例第4条第2項、第15条第1号、第16条第2項第2号、第32条の2第1項

作成部署 水道局給水部給水課給水装置担当 電話03-5320-6431

標準処理期間計	20日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	書類確認	提出された書類及び完成図の記入事項の確認と基準に適合しているかを確認します。
2	現場検査日程決定	現場で検査を行う日程を決定します。
3	回付	書類を決定部署である各支所給水課(施設課・給水事務所)へ回付します。
4	決定手続	届出について書類を確認し、決定します。
5	返送	書類を各給水管工事事務所(サービスステーション)へ返送します。
6	現場検査日程調整日	現場検査を行うまでの日程変更等を調整する期間です。
7	現場検査	申込者立会の下、現場で検査を行います。
8	回付	書類を決定部署である各支所給水課(施設課・給水事務所)へ回付します。
9	決定手続	工事完了について書類を確認し、決定します。
10	返送	書類を各給水管工事事務所(サービスステーション)へ返送します。